

ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター
事業運営委託法人募集要領

令和6年1月

ひたちなか市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課

1 募集の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置する施設であり、本市においては現在、勝田第一中学校区、大島中学校区、西部、北部、東部の5つのセンターを設置している。

今般、高齢者の増加に伴い、包括的支援事業に係る業務等の円滑な実施、個別支援や地域包括ケアの強化を図るため、5つのセンターの中で、最も高齢化率が高く、圏域面積が広い「東部地域包括支援センター」を、那珂湊中学校区域と美乃浜学園区域とに分割し、美乃浜学園区域を担当する「美乃浜学園区地域包括支援センター」を令和6年10月1日に新たに設置するため、公正、中立かつ効率的に実施できる事業運営委託法人を募集するものである。

2 美乃浜学園区地域包括支援センターの担当する圏域

美乃浜学園区地域包括支援センターの担当する圏域は、美乃浜学園区域とし、東部地域包括支援センターから引き継ぐものとする。

<参考>現在の地域包括支援センターと担当圏域

地域包括支援センター名と委託法人	担当圏域
勝田第一中学校区地域包括支援センター （（社福）ひたちなか市社会福祉協議会）	勝田第一中学校区域
大島中学校区地域包括支援センター （（社福）尚生会）	大島中学校区域
西部地域包括支援センター （（社福）北養会）	勝田第二中学校区域、田彦中学校区域
北部地域包括支援センター （（医）博仁会）	勝田第三中学校区域、佐野中学校区域
東部地域包括支援センター （（社福）克仁会）	那珂湊中学校区域、美乃浜学園区域

3 委託業務の範囲

- (1) 包括的支援事業（法第115条の45第2項各号）に関する業務
- (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）に関する業務
- (3) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48各項）に関する業務
- (4) 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号（二））
- (5) 指定介護予防支援事業（法第115条の22～24）
- (6) その他の業務

4 委託の内容

(1) 業務開始日

令和6年10月1日

(2) 契約方法

運営法人との随意契約

(3) 委託期間

令和6年10月1日に委託契約を行い、業務を開始することとし、契約期間は令和7年3月31日までとする。なお、令和7年度以降の契約は年度ごとに締結する。ただし、ひたちなか市地域包括支援センター運営部会が、その業務の実施や運営状況が著しく不相当と認めた場合や、介護保険法及びこれに関連する省令、市条例・規則に定める事項等に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

(4) 委託料

委託料は、6か月間で8,250,000円とする。委託料には人件費及び事務管理費等{事務費、厚生経費、交通費、旅費、印刷製本費、事業所賃貸料、光熱水費、役務費（通信費、保険料等）、車両費、リース料、修繕費、会議費（謝金、会場借上費、教材費等）、研修負担金等}が含まれ、委託料は、契約後、契約期間中に受託者からの請求に基づき支払う。なお、支払いの時期、回数、1回あたりの額、方法等は契約書及び仕様書に定める。

また、この委託料とは別に、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る介護報酬等は法人の収入とする。

ただし、委託料については、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業に係る介護報酬等を差し引いて、なお不足する際の上限であり、委託料に残額が生じたときは、市に返還することとする。

5 応募資格

(1) 実績要件

社会福祉法人又は医療法人であり、申込日において法第8条各項に規定する事業を美乃浜学園区域内で運営している法人であること。

(2) 運営要件

包括的支援事業その他の事業を公正、中立かつ効率的に実施できること。

(3) 欠格事項

法人またはその役員等が申請時に次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

ア 法第115条の2第2項に規定される指定欠格事由に該当する者

イ 納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者

ウ 民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされてい

る者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

6 職員配置

(1) 職種と配置人数

次のアからウまでの職種の職員を各1名ずつ計3名配置すること。

ア 保健師又は高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有し、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験を有する正看護師

イ 社会福祉士若しくは福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員又は介護支援専門員であって、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

(2) 責任者について

(1) アからウまでの職員の中から責任者（センター長）を選任すること。

(3) 勤務形態等

(1) アからウまでの職員は、いずれも常勤かつ専従で配置すること。

(4) その他

(1)以外の職員については、法人が業務を遂行するため必要とする場合、市の承認のうえ、配置できることとします。この場合、常勤、非常勤のどちらも可能とします。

7 設置場所及び設備

(1) 設置場所

担当する美乃浜学園区域内に設置すること。

(2) 設備等

ア 事務室及び相談室を設置すること。なお、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。

イ 事務室は、公正・中立な運営を確保するために、他の介護保険サービス事業所等の事務室と区別したものとすること。

ウ 事務室内には、施錠可能な保管庫を配置し、職員が利用できるパーソナルコンピューター、プリンター、電話及びファクシミリを設置すること。また、軽易な相談にも対応可能な受付カウンター（受付場所）を設けること。

エ インターネットへの接続環境を確保すること。また、専用のメールアドレスを取得すること。

- オ 相談室は相談者のプライバシーが確保されるようにすること。なお、他の介護保険サービス事業所等と共有することは差し支えない。
- カ 自家用車での来訪者に対応するため、駐車スペースを確保すること。なお、法人が運営する事業所等の駐車スペースと共有することは差し支えない。
- キ 職員が専用に利用できる自動車を2台以上配置すること。
- ク センターには看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。
- ケ 建物等の不動産については、本市の都市計画等、並びに建築基準法その他の法令等を遵守すること。
- コ 那珂湊中学校区域と美乃浜学園区域を双方担当する認知症地域支援推進員とセンターとの円滑な連携を図るため、専用の机や椅子等の環境整備に努めること。

8 運営要件

- (1) センターの名称は、「ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター」とする。また、通称名は「ひたちなか市美乃浜学園区おとしより相談センター」とする。
- (2) センターの開設日及び時間は次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。
 - ア 開設日
毎週 月曜日から土曜日
(日曜日及び祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
 - イ 開設時間
午前8時30分から午後5時15分
- (3) (2)の開設日及び開設時間以外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。
- (4) センターの開設時間においては、原則1人の職員は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制を確保すること。事務室内に職員が残ることが困難な場合は、(3)と同様に対応すること。
- (5) センターの趣旨を踏まえ、公正・中立な運営に努めること。
- (6) 市がセンターに係る会議を開催する際、指定する職員は必ず会議に出席するとともに、当該職員が不在の場合においてもセンターの業務に支障がないよう適切な対応を行うこと。
- (7) センターを紹介するパンフレット・チラシ等の作成物、職員の身分証明書・名刺には、法人名及び他の事業所の名称等の情報を掲載しないこと。
- (8) センターは、業務の実施にあたり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) センターの業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。

9 法令等の遵守

次に掲げる法令等に基づき、センター及び指定介護予防支援事業所の管理運営を行うこと。

- (1) 地方自治法，同施行令
- (2) 労働基準法
- (3) 老人福祉法
- (4) 介護保険法，同施行規則
- (5) ひたちなか市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する条例
- (6) ひたちなか市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める規則
- (7) ひたちなか市指定介護予防支援等の事業に関する条例
- (8) ひたちなか市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則
- (9) 個人情報の保護に関する法律
- (10) ひたちなか市情報公開条例，同施行規則
- (11) その他関係法令

10 応募方法

- (1) 受付期間

令和6年2月19日（月）から3月12日（火）まで

- (2) 提出書類

応募に必要な書類は、別表に示すとおりとする。別表に示す様式は、市高齢福祉課から電子メールで提供する。応募する法人は、様式提供依頼メールを市高齢福祉課のEメールアドレス宛に送信すること。

- (3) 提出場所及び提出方法

事前に市高齢福祉課と提出日時を調整し、高齢福祉課へ持参すること。

- (4) 提出部数

11部（正本1部，副本10部）

- (5) 審査及び選定からの除外

応募した法人が、応募に必要な書類を提出した日から運営法人が選定される日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 本要領に違反し、または逸脱した場合

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

ウ 応募した法人又はその関係者が、選定に係る働きかけを目的とし、市職員に直接又は間接に接触した場合

- (6) 留意事項

- ア 提出書類は別表に示す順番に並べ、書類の種別が明らかになるようインデックスを付した上で、A4版縦型フラットファイルに左綴じすること。
- イ 提出書類の提出に係る一切の費用は、応募した法人の負担とします。
- ウ 提出書類の追加及び変更については、提出後は認めません。
- エ 提出書類は理由の如何に問わず返却しません。

1 1 応募の取り下げ及び辞退、応募の抹消

応募を取り下げ、又は辞退する場合には、まず市高齢福祉課に電話で相談すること。その後、応募取下届（様式は任意）にその理由を明記し、提出すること。

また、応募した法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外する。

- (1) 受付期間内に市で定める応募書類の全てが揃わなかった場合
- (2) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 募集要領に違反又は逸脱した場合

1 2 質問事項について

質問がある場合は、FAX又は電子メールにて、令和6年2月13日（火）から2月22日（木）までに提出すること。なお、提出された質問に対する回答は、その都度ホームページにて通知する。

1 3 候補者の選定について

- (1) ひたちなか市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課が、応募法人の応募資格要件を審査し、その結果、要件を満たさない法人は失格とする。
- (2) ひたちなか市地域包括支援センター事業運営委託法人選定委員会において、美乃浜学園区地域包括支援センター運営法人を選定する。なお、応募した法人の数がひとつの場合であっても、運営法人が選定されない場合がある。また、選定された法人について、ひたちなか市地域包括支援センター運営部会において協議を行う。
- (3) 選定結果及び決定内容について、応募した法人に通知するとともに、市高齢福祉課のホームページに掲載する。
- (4) 美乃浜学園区地域包括支援センター運営法人をひたちなか市が決定後、運営法人と契約を締結する。

1 4 ヒアリングについて

- (1) 非公開で提出書類様式3から様式8の内容に基づき市高齢福祉課において、応募した法人の担当者からヒアリングを行う。日時、会場等については、別途通知する。

- (2) ヒアリングの出席者は、応募した法人の担当者3名以内とし、コンサルタントその他の当該法人の職員でない者の出席は認めない。
- (3) ヒアリングに出席しない場合は、美乃浜学園区地域包括支援センターの運営意思がないものとみなし、審査及び選定の対象から除外する。

15 その他

- (1) 応募受付締切日以降の応募書類の訂正、差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 応募書類は返却しない。
- (3) 応募に係る経費は、応募する法人の負担とする。
- (4) 応募書類について、ひたちなか市情報公開条例（平成12年条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部若しくは一部を公開する場合がありますので、留意すること。
- (5) その他、この要領に定めのない事項は、市と協議を行うこととする。
- (6) スケジュール

項目	日時等	応募法人の出席
ホームページ掲載	令和6年2月13日（火）	
質問受付	令和6年2月13日（火）から2月22日（木）まで	
質問への回答	随時、ホームページに掲載	
応募受付期間	令和6年2月19日（月）から3月12日（火）まで	
ヒアリングの実施	令和6年3月下旬頃	○
地域包括支援センター事業運営委託法人選定委員会	令和6年4月下旬頃	
ひたちなか市地域包括支援センター運営部会	令和6年5月中旬頃	
選定結果等の通知及び公表	令和6年5月下旬頃	

※ 美乃浜学園区地域包括支援センター運営法人決定後、事業開始に向けた協議を開始し、人員配置等の準備が整い次第、市と法人が契約を締結し、業務の引き継ぎ等を行い、令和6年10月1日に円滑に業務を開始できるように準備を進めることとする。

16 問合せ先

〒312-8501

住 所：ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課

電 話：029-273-0111（内線：7235）

FAX：029-354-6467

Eメール：korei@city.hitachinaka.lg.jp

別表

提出書類一覧

種別	書類の名称
様式 1	ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター応募申請書
様式 2	誓約書
様式 3	法人の概要説明書
様式 3-1 ～ 3-5	地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
様式 4	地域包括支援センターの設置内容
様式 5	地域包括支援センターの平面図
様式 6	地域包括支援センター従事予定の保健師等の履歴書
様式 7	地域包括支援センター従事予定の社会福祉士等の履歴書
様式 8	地域包括支援センター従事予定の主任介護支援専門員等の履歴書
資料 1	法人の定款の写し
資料 2	法人の登記事項証明書（応募日の3か月以内に交付されたもの）
資料 3	定款，寄附行為，規約その他これに類する書類
資料 4	直近の財務諸表のうち，貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書の写し
資料 5	法人の設立趣旨，運営方針，事業内容等の概要を記載した書類
資料 6	配置予定職員の有資格者等であることを証明する書面の写し
資料 7	法人代表者の履歴書及び役員名簿

【参考資料】

(1) 高齢化率

令和5年3月31日現在

センター	中学校区	総人口	65歳以上		75歳以上	
			人口	割合	人口	割合
勝田第一 中学校区	勝田第一	29,389	7,646	26.0%	4,185	14.2%
大島 中学校区	大島	18,671	4,485	24.0%	2,355	12.6%
西部	勝田第二	24,022	6,385	26.6%	3,847	16.0%
	田彦	16,276	3,490	21.4%	1,860	11.4%
北部	勝田第三	16,176	4,642	28.7%	2,563	15.8%
	佐野	25,641	5,697	22.2%	3,047	11.9%
東部	那珂湊	17,413	5,975	34.3%	3,238	18.6%
	美乃浜学園	8,556	3,092	36.1%	1,579	18.5%
合計		156,144	41,412	26.5%	22,674	14.5%

(2) 圏域面積

センター	勝田第一 中学校区	大島 中学校区	西部		北部		東部	
中学校区 面積 (km ²)	勝田第一	大島	勝田第二	田彦	勝田第三	佐野	那珂湊	美乃浜 学園
	16.6	4.6	12.3	4.6	19.5	13.7	13.9	13.1
担当圏域 面積 (km ²)	16.6	4.6	16.9		33.2		27.0	

※GIS 情報において、中学校区境界を線引きし面積計算したため、数値は目安となる。